

1. 着陸料（国際線）

区分	航空機騒音インデックス					
	A	B	C	D	E	F
料金率（円/t）	1,550	1,650	1,750	1,850	1,950	2,000

国際線着陸料は、航空機の騒音レベルに応じて設定した料金率に、最大離陸重量（MTOW）を乗じて算出した額となります。なお、料金率は、上記表のとおり、航空機騒音インデックスの区分によって異なります。

航空機騒音インデックスは、国際民間航空条約の附属書 16 の規定に基づいて証明を受けた航空機に適用され、各航空機は、同附属書第 1 巻第 3 章（ICAO チャプター 3）に定められている 3 測定地点（離陸、側方、進入）の騒音基準値と比較した際の騒音レベルに応じて、A から F の 6 区分に分類されます。

航空機は、下記表に示される各区分の、2 つの基準を同時に満たす場合に、その区分に適合するとみなされます。

航空機騒音インデックス

基準	区分					
	A	B	C	D	E	F
3測定地点におけるICAOチャプター3基準からの騒音低減の合計値（EPNdB）	20以上	15以上	10以上	5以上	0以上	A~E以外
3測定地点の各点におけるICAOチャプター3基準値からの騒音低減値（EPNdB）	4以上	3以上	2以上	1以上	0以上	

- 備考
- (1) 料金の計算に使用する重量（最大離陸重量）の単位はトンとし、1 トン未満は、1 トンとして計算する。ヤードポンド法による計量単位により重量が表示されているときは、1,000 ポンド当り 0.45359243 トンとして換算する。
 - (2) 計算された料金が 50,000 円に満たない場合には、最低着陸料 50,000 円が適用される。

2. 停留料（国際線）

国際線停留料は、停留 1 回ごとに、下記の方法により算出されます。

- (a) 停留時間が 6 時間未満の場合 : 航空機の最大離陸重量に 200 円を乗じた額
- (b) 停留時間が 6 時間以上である場合 : (a)に規定する額に加え、6 時間以降 24 時間ごとに、(a)に規定する額と同額が加算されます。（24 時間未満は、24 時間として計算する）